

全建事発第 101 号
令和 6 年 1 月 5 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公 印 省 略〕

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年の春季労使交渉の賃上げ率は約 30 年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追い付いていない状況にあり、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」）」が策定されました（指針および概要については下記 URL および別紙 2、別紙 3 参照）。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhitenka.html

本指針は、公正取引委員会による「令和 5 年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（以下「特別調査」という。）」の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめたものです。

労務費の適切な転嫁を実現していくためには、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要であり、本指針においては、「発注者が本指針に記載の 12 の採るべき行動/求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。」とされているところです（別紙 2 の 3 ページ参照）。

この度、国土交通省より上記内容を含め本指針に関しての周知依頼が別紙 1 のとおりありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別紙の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙 1 国土交通省周知依頼文
- ・別紙 2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- ・別紙 3 （概要）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

以上

【担当】事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp